平成２１年（フ）第１３７号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石800番地１
債務者　山本　公樹
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石863番地
債務者　野上　久子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４５５５号
東京都世田谷区羽根木２丁目28―19
債務者　佐伯　俊輔
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９号
山口県光市三井１丁目10番21号、前住所山口県光市岩狩１丁目25番２号
債務者　久間　栄三
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１４２号
山口県下松市大字西豊井1117番地
債務者　高尾　昌子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第３０８号
愛知県岡崎市北野町字大訳41番地４、旧住所愛知県岡崎市大西町字揚枝９番地47　サンシティ男川102
債務者　田中ルミ子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
愛知県額田郡幸田町大字高力字高崎15番地
債務者　榊原　義博
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
愛知県豊田市秋葉町８丁目１番地８
債務者　中原　恵子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘77番地　第２高岡清風寮
債務者　照井　久和
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
愛知県豊田市栄町３丁目21番地　神谷荘ヘ号
債務者　立山　京子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
静岡県焼津市飯淵1076番地　レオパレスルポアベイユK210
債務者　山本　健一
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９６号
静岡市駿河区中田４丁目９番14号　メゾン岡本301号
債務者　佐藤　英好
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６４号
静岡市清水区横砂東町23番10号　城山荘102号
債務者　望月　　広
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７１号
静岡市葵区瀬名川３丁目14番１号　グレースシャトー102号
債務者　中原　幸平
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７７号
静岡市葵区鷹匠１丁目６番10号
債務者　高橋有希子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部